



半澤利貞

これからは町有地借地料の見直しも必要ではないか



岩原スキー場

町有地貸付問題について

質問

住宅建築も様変わりし薪を燃やす家は皆無であり、薪炭林の必要性は無く、この不況の中で貸付地の返還が予想される。財産収入である貸地料の財源が見込めなくなる日も近い。
一方で合併協定もあるが岩原スキー場の貸地料は、六百三十五万四千七百円の内、六百万円を滝の又・原・添名の三町内が取ったり、更に食堂街の分は全額持つていく。財政調整基金を取り崩さなければ十六年度予算が組めない現状、そして不況の為に考えられる滞納額の増加と実情を話して返還の交渉をすべきと考える。

議会も対応をすべきと考えている。
町長の考えを伺います。

町長答弁

議会の力も戴きながら三町内と交渉も考えている。

湯沢国際会議住民訴訟について

質問

議会開会の冒頭、町長が町政の混乱を避け責任を取り判決に従うとの発言があり、結果が出た中ではあるが通告の方が先でもあり通告通り質問致します。

平成七年十月二日、三日に町政四十周年記念事業として計画、平成七年三月議会で二千五百万円

の予算を付けて同年の目玉事業としてスタートしたわけだが、議会に一言の断りも無く平成七年五月十七日中止を通告、裁判沙汰となった。

平成十三年八月三十一日一審において慰謝料六百九十万の判決が出た。弁護士費用五百五十万・控訴費用二十万五千円と経過利子百九十三万一千五百四十四円、締めて千四百五十三万六千五百四十四円を町は払い、職員の分を見れば膨大の額になる。二度の和解勧告を蹴った結果の敗訴である。

これを町費で支払った行為が不適切と監査請求された。

監査員は適切な支払いだと請求を却下し、住民訴訟となった。裁判では原告高橋政喜氏の訴えを認め、町長は六百九十万を支払ったが監査員はどう思うか伺います。

監査員答弁

監査報告と正反対の判決で厳粛に受け止めています。

一

般

質

問